

静岡県水循環保全条例届出の手引き (土地取引)

暫定版

※本手引きは9月7日時点の暫定版であり、今後変更される可能性
があります。

目次

- | | | |
|---|----------------------|---------|
| 1 | 水循環保全条例解釈基準（土地取引の届出） | p1～P12 |
| 2 | 届出書作成例 | |
| | （1）届出様式記載例（様式第1号） | p13～P16 |
| | （2）添付資料作成方法（例） | P17～P18 |
| 3 | 変更届出書作成例 | p19 |

○水循環保全条例解釈基準（土地取引の届出）

第17条第1項 届出が必要な行為、届出事項

前条第1項の水源保全地域内において、土地の所有権又は賃借権その他の規則で定める使用及び収益を目的とする権利（以下「土地の所有権等」という。）を有する者は、当該土地の所有権等に移転し、又は設定する契約（以下「土地売買等の契約」という。）を締結しようとするときは、当該土地売買等の契約を締結しようとする日の2月前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 土地売買等の契約の当事者の氏名及び住所
（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積
- (3) 土地売買等の契約に係る土地に関する権利の種別及び内容
- (4) 土地売買等の契約を締結しようとする年月日
- (5) 土地売買等の契約による土地の所有権等の移転又は設定後における土地の利用目的
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

1 土地の所有権又は賃借権その他の規則で定める使用及び収益を目的とする権利（以下「土地の所有権等」という。）を有する者

- (1) 「土地」は、面積の大小にかかわらず届出の対象である。
- (2) 「賃借権その他の規則で定める使用及び収益を目的とする権利」は、賃借権、地上権、地役権、質権及び使用貸借による権利である。

（規則第4条第1項）

条例第17条第1項の規則で定める使用及び収益を目的とする権利は、賃借権、地上権、地役権、質権及び使用貸借による権利とする。

- (3) 「土地の所有権等を有する者」とは、土地売買を行う場合は売主、土地の賃貸借を行う場合は貸主のことをいう。
- (4) 届出は、土地の所有権等を有する者ごとに行う。
※土地の所有権等を有する者が異なる場合は、買主等が同一人であっても、一つの届出とすることはできない。
- (5) 複数の者が1筆の土地を共有する場合には、一つの届出とする。届出書には届出者のうち1名の住所・氏名を記入し、他の者の住所・氏名は別紙に記入する。別紙は、「様式第1号の別紙の作成例」を参考に作成する。

2 当該土地の所有権等に移転し、又は設定する契約（以下「土地売買等の契約」という。）を締結しようとするとき

- (1) 土地の所有権等に移転し、又は設定する契約としては次のものがある。
 - ・土地の所有権を移転する契約
—— 売買契約、贈与契約、交換契約
 - ・土地の賃借権、地上権、地役権及び質権を移転する契約
—— 転貸借契約、地上権移転契約、地役権移転契約、質権移転契約
 - ・土地の賃借権その他の規則で定める使用及び収益を目的とする権利を設定する契約
—— 賃貸借契約、地上権設定契約、地役権設定契約、質権設定契約、使用貸借契約
- (2) 相続による所有権等の移転は、契約を締結してなされるものではないので、届出は不要であ

る。

- (3) 過去に締結した賃貸借契約等の変更契約を締結する場合（例：賃貸借期間の変更）は、契約を締結するものであるから、届出が必要である。

なお、過去に締結した賃貸借契約等の更新は、期間を延長する旨の変更契約の締結であるので、届出は必要である。「契約期間満了までに当事者のいずれかから更新拒絶の申し出がない場合には従前と同条件で自動的に契約が更新される」旨のいわゆる自動更新条項による更新も、当事者の意思の合致による契約の締結であるので、届出は必要である。

3 土地売買等の契約を締結しようとする日の2月前まで

「2月前」とは、2月前の应当する日。ただし、以下の場合はこの限りではない。

- (1) 应当する日が閉庁日（土・日・祝日及び年末年始）の場合は、直後の開庁日
(2) 应当する日が存在しない場合は、2月前の月の末日

表1 2月前の例

契約締結予定日	提出期限	考え方
令和5年12月5日(火)	令和5年10月5日(木)	2月前の应当日（原則）
令和5年12月1日(金)	令和5年10月2日(月)	2月前の应当日が閉庁日の場合は、直後の開庁日
令和6年2月29日(木) ～3月3日(日)	令和6年1月4日(木)	
令和6年1月31日(水)	令和5年11月30日(木)	2月前の应当日が存在しない場合は、2月前の月の末日
令和6年4月30日(火)	令和6年2月29日(木)	
令和7年4月29日(火) ～4月30日(水)	令和7年2月28日(金)	

4 規則で定めるところにより、次に定める事項を知事に届け出なければならない

- (1) 水源保全地域内土地取引届出書（様式第1号）を1部提出する。

（規則第4条第2項）

条例第17条第1項の規定による届出は、水源保全地域内土地取引届出書（様式第1号）を提出して行うものとする。

（規則第4条第4項）

条例第17条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土地売買等の契約の当事者の職業（個人である場合に限る。）及び連絡先の電話番号
(2) 土地の所有権等の移転又は設定をしようとする者が法人である場合にあっては、担当者の氏名及び職名
(3) 土地売買等の契約に係る土地の地目及び現況
(4) 土地売買等の契約による土地の所有権等の移転又は設定後における土地の管理者の氏名、住所及び職業（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先の電話番号

(2) 届出書には、①及び②の書類をそれぞれ1部添付する。

(規則第4条第3項)

前項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 土地売買等の契約に係る**土地の位置を明らかにした地形図**
- (2) 土地売買等の契約に係る**土地の登記事項証明書その他の土地の所有権等を有することを証する書面の写し**

①土地の位置を明らかにした地形図

- ・土地の位置を明らかにした地形図（縮尺2万5,000分の1～10万分の1程度。道路地図等の写しでも可）とは、契約する土地の位置を記入した地図で土地の位置が特定できるものである。
- ・1枚の地形図で土地の位置が特定しにくい場合には、縮尺の小さい全体図と、縮尺の大きい詳細図の2種類を添付するなどして、土地の位置が特定できるようにする。

②土地の登記事項証明書その他の土地の所有権等を有することを証する書面の写し

- ・土地の所有権等を有することを証する書面としては、土地の登記事項証明書のほか、次の書面がある。
 - 借地契約書（賃借権を有することを証する書面）
 - 入会地協定書（入会権を有することを証する書面）

(3) 届出の方法としては以下の3つがある。

ア 静岡県くらし・環境部環境局水資源課に届出書を持参（1部）

イ 静岡県くらし・環境部環境局水資源課に届出書を郵送（1部）

郵便番号：420-8601

所在地：静岡県静岡市葵区追手町9番6号（静岡県庁西館6階）

ウ ふじのくに電子申請サービスで入力

<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/suido/suishigen/1052286/1055270.html#group2>

第 17 条第 2 項 届出が不要となる場合（適用除外）

前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- (1) 土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が**国又は地方公共団体**である場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、**規則で定める場合**

1 国又は地方公共団体

- (1) 地方公共団体は、普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の組合^{*1}、財産区）である。
- (2) 公社、認可法人、独立行政法人、特殊法人^{*2}は、国又は地方公共団体ではない。

2 規則で定める場合

- (1) 第 3 号の「同項各号のいずれかに該当するものである場合」は、**表 2**のとおり
- (2) 第 4 号の「森林法第 10 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する事業」は、**表 3**のとおり
- (3) 第 5 号の「電柱、標識、柵、観測設備、消防設備」は**表 4**、「これらに類する軽易な工作物（例）」は**表 5**のとおり

（規則第 4 条第 5 項）

条例第 17 条第 2 項第 2 号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者が分収林特別措置法（昭和 33 年法律第 57 号）第 10 条第 2 号に規定する森林整備法人又は国立研究開発法人森林研究・整備機構である場合
- (2) 国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 12 条第 1 項の規制区域、同法第 27 条の 3 第 1 項の注視区域又は同法第 27 条の 6 第 1 項の監視区域に所在する土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合
- (3) 土地の所有権等の移転又は設定が農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条第 1 項の許可を要するものである場合又は**同項各号のいずれかに該当するものである場合**
- (4) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する事業を行うために土地売買等の契約を締結しようとする場合
- (5) 電柱、標識、柵、観測設備、消防設備その他これらに類する軽易な工作物の新築、改築又は増築を行うために土地売買等の契約を締結しようとする場合

*1...地方自治法第 284 条第 3 項の一部事務組合等

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/shichozaisei/1040993/1012120.html>

*2...総務省の「所管府省別特殊法人一覧」に記載された法人（令和 5 年 4 月 1 日時点：34 法人）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000876791.pdf

表2 農地法第3条第1項各号のいずれかに該当するものである場合

①農地法第46条第1項、同第47条第1項の規定により農林水産大臣が管理する土地の所有権が移転される場合
②農地法第37条～同第40条の規定により農地中間管理権が設定される場合
③農地法第41条第1項の規定により、利用権を設定すべき旨の裁定がされる場合
④これらの権利を取得する者が国又は都道府県である場合
⑤土地改良法、農業振興地域の整備に関する法律、集落地域整備法又は市民農園整備促進法による交換分合によりこれらの権利 ^{※1} が設定され、又は移転される場合
⑥農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより、同法第4条第3項第1号の権利が設定、移転される場合
⑦農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があった農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利が設定、移転される場合
⑧特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第9条第1項の規定による公告のあった所有権移転等促進計画の定めるところにより、同法第2条第3項第3号の権利が設定、移転される場合
⑨農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第9条第1項の規定による公告があった所有権移転等促進計画の定めるところにより、同法第5条第10項の権利が設定、移転される場合
⑩農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第17条による公告のあった所有権移転等促進計画の定めるところにより、同法第5条第4項の権利が設定、移転される場合
⑪民事調停法による農事調停によって権利が設定、移転される場合
⑫土地収用法その他の法律によって農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が収用、使用される場合
⑬遺産の分割、民法第768条第2項の規定による財産の分与に関する裁判若しくは調停又は同法第958条の3の規定による相続財産の分与に関する裁判によって権利が設定、移転される場合
⑭農地中間管理機構が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農業経営基盤強化促進法第7条第1号に掲げる事業の実施によりこれらの権利を取得する場合
⑮農業協同組合法第10条第3項の信託の引受けの事業又は農業経営基盤強化促進法第7条第2号に掲げる事業(以下これらを「信託事業」という。)を行う農業協同組合又は農地中間管理機構が信託事業による信託の引受けにより所有権を取得する場合及び当該信託の終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場合
⑯農地中間管理機構が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地中間管理事業 ^{※2} の実施により農地中間管理権を取得する場合
⑰農地中間管理機構が引き受けた農地貸付信託 ^{※3} の終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場合
⑱地方自治法第252条の指定都市が古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第19条の規定に基づいてする同第11条第1項の買入れによつて所有権を取得する場合

※¹所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利

※²農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業

※³農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第5項第2号に規定する農地貸付信託

表3 森林法第10条の2第1項第3号に規定する事業

①鉄道事業法による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
②軌道法による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設
③学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）
④土地改良法第2条第2項第1号に規定する土地改良施設、同項第2号に規定する区画整理
⑤放送法第2条第2号に規定する基幹放送の用に供する放送設備
⑥漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設
⑦港湾法第2条第5項に規定する港湾施設
⑧港湾法第二章の規定により設立された港務局が行う事業
⑨道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道 ^{*1} 又は同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業 ^{*2} 若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業 ^{*3} の用に供する施設
⑩博物館法第2条第1項に規定する博物館
⑪航空法による公共の用に供する飛行場に設置される施設で当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第2条第5項に規定する航空保安施設で公共の用に供するもの
⑫ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物 ^{*4}
⑬土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業
⑭工業用水道事業法第2条第6項に規定する工業用水道施設
⑮自動車ターミナル法第2条第5項に規定する一般自動車ターミナル
⑯電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業又は同項第10号に規定する送電事業の用に供する同項第18号に規定する電気工作物
⑰都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業 ^{*5}
⑱熱供給事業法第2条第4項に規定する熱供給施設
⑲石油パイプライン事業法第5条第2項第2号に規定する事業用施設

*¹同法第3条第1号の一般旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。

*²路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。

*³同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。

*⁴同条第5項に規定する一般ガス導管事業の用に供するものに限る。

*⁵第13号に該当するものを除く。

表4 電柱、標識、柵、観測設備、消防設備

分類	内容	備考
電柱	・鉄筋コンクリート柱、木柱、鉄柱 (支柱、支線等を含む)	鉄塔を含まない
標識	・交通標識、警告標識等	広告看板を含まない
柵	・土地境界柵、防護柵、鳥獣害防止柵等	擁壁を含まない
観測設備	・気象観測設備、地震観測設備等	
消防設備	・望楼、警鐘台、水路、消火栓、防火水槽等	

表5 これらに類する軽易な工作物（例）

分類	内容
電柱に類するもの	・電線、弱電流電線 ・光ファイバーケーブル ・その他これらに類する架空線 (支持物(鉄塔を除く)及び軽易な付帯施設を含む)
標識に類するもの	・測量標 ・陸標 ・警報機
柵に類するもの	・擁壁（高さ1.0m程度の軽易なものに限る） ・門扉 ・遮断機
観測設備に類するもの	・監視カメラ ・部外者又は動物等の侵入を検知するセンサー

※本表に掲げる工作物以外で、「これらに類する軽易な工作物」に該当すると認められる可能性のある工作物については、静岡県くらし・環境部環境局水資源課に対して、工作物の構造等を示した資料を提示し確認すること。

第 17 条第 3 項 水源保全地域指定（変更）から 2 月を経過する日までの間の土地取引

前条第 1 項の規定による指定（同条第 7 項の区域の変更を含む。次条において同じ。）の日から起算して 2 月を経過する日までの間に当該指定に係る水源保全地域（当該区域の変更にあつては、当該区域の変更により新たに水源保全地域となった区域。次条において同じ。）内の土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合における第 1 項の規定の適用については、同項中「当該土地売買等の契約を締結しようとする日の 2 月前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

1 前条第 1 項の規定による指定（同条第 7 項の区域の変更を含む。次条において同じ。）の日から起算して 2 月を経過する日までの間

「2 月を経過する日」とは、2 月後の応当する日の前日をいう。2 月後の応当する日が存在しない場合は、その直前の日とする。なお、期間の末日が土日又は閉庁日であっても、その日までとする。

表 6 2 月を経過する日までの間の例

水源保全地域指定(変更)日	2 月を経過する日までの間
令和 5 年 12 月 1 日(金)	令和 5 年 12 月 1 日(金)から令和 6 年 1 月 31 日(水)まで
令和 5 年 12 月 5 日(火)	令和 5 年 12 月 5 日(火)から令和 6 年 2 月 4 日(日)まで
令和 5 年 11 月 2 日(水)	令和 5 年 11 月 2 日(水)から令和 6 年 1 月 1 日(月)まで
令和 6 年 7 月 31 日(水)	令和 6 年 7 月 31 日(水)から令和 6 年 9 月 30 日(月)まで

2 当該区域の変更にあつては、当該区域の変更により新たに水源保全地域となった区域

区域の変更によって新たに水源保全地域となった区域のことであるから、変更前から水源保全地域であった区域を含まない。

3 「あらかじめ」

通常、「当該土地売買等の契約を締結しようとする日の 2 月前までに」届け出なければならないが、水源保全地域の指定（変更）から 2 月を経過する日までの間に契約を締結しようとする場合は、2 月前までに届け出ることにはできないので、本項は「あらかじめ」届け出ることとしている。いつまでに届け出れば「あらかじめ」届け出ることになるのかについては、表 7 に定めるとおりである。

表 7 水源保全地域指定（変更）から 2 月を経過する日までの間の土地取引の届出期限

水源保全地域指定（変更）日から 契約締結予定日までの日数 n 日（初日算入）	期限
n = 1 日	指定の日まで
n = 2 日以上 15 日以下	契約締結予定日の前日まで
n = 16 日以上	指定の日から起算して 15 日後まで

第17条第4項～第6項 届出後の手続、指導

(第4項)

知事は、第1項の規定による届出があったときは、遅滞なく、その内容を関係市町の長に通知し、健全な水循環の保全の見地からの意見を求めるものとする。

(第5項)

知事は、前項に規定する関係市町の長の意見を勘案し、健全な水循環の保全のために特に必要があると認めるときは、第1項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る土地の利用に関し必要な指導を行うものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

(第6項)

第1項の規定による届出をした者は、前項の指導を受けたときは、当該届出に係る土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者に当該**指導の内容を伝達**しなければならない。

1 指導の内容を伝達

届出者は、指導を受けたときは、届出に係る土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者（土地の買主、借主等）に指導の内容を伝達しなければならない。伝達は、指導が文書でされたときはその写しを送付する、指導が口頭でされたときは口頭で説明するなど、適切な方法により行うこととする。

第 17 条第 7 項 届出内容に変更があった場合

(条例第 17 条第 7 項)

第 1 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る土地売買等の契約を締結する日までの間において同項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、当該届出に係る土地売買等の契約を締結する日までに知事に届け出なければならない。

1 同項各号に掲げる事項に変更があったとき

届出書の記載内容に変更があったときは、届け出なければならない。

ただし、「土地売買等の契約を締結しようとする年月日（契約締結予定年月日）」については、届け出た年月日より遅くなる場合に限り届け出なくてよいものとする。

2 届け出なければならない

(1) 水源保全地域内土地取引変更届出書（様式第 2 号）を 1 部、契約を締結する日までに提出する。

(規則第 4 条第 6 項)

条例第 17 条第 7 項の規定による届出は、水源保全地域内土地取引変更届出書（様式第 2 号）を提出して行うものとする。

(2) 添付資料の内容に変更があった場合は、変更に係る資料を添付する。

(規則第 4 条第 7 項)

前項に規定する届出書には、第 3 項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付するものとする。

記入例（売主等が個人の場合）

様式第1号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

水源保全地域内土地取引届出書

令和5年 11月 1日

静岡県知事 川勝 平太 様

売買等を行う土地の属する市町名を記入してください。複数市町にまたがる場合は、すべての市町名を記入すること

例) 掛川市、袋井市、森町水源保全地域

共有地など、売主等が複数いる場合は、内1名の住所、氏名を記入し、「(ほか別紙参照)」と付記すること

住所 { 静岡市葵区〇〇町X番X号 }
届出者 氏名 { 環境 一郎 }

静岡県〇〇市水源保全地域内において土地売買等の契約を締結するので、静岡県水循環保全条例第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 契約に関する事項

土地の所有権等の移転又は設定をしようとする者（売主等）	住所又は所在地	届出者と同じ。	
	氏名又は名称・代表者氏名	届出者と同じ。	
	担当者職・氏名 (法人である場合に限る。)	売主等が個人の場合は記入しない	
	電話番号 職業 (個人である場合に限る。)	XXXX-XX-XXXX 自営業(林業)	日中に連絡が取れる電話番号を記入
土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者（買主等）	住所又は所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇番〇号	
	氏名又は名称・代表者氏名	井戸水 五郎	買主等が個人の場合は氏名を、法人の場合は名称及び代表者氏名を記入
	電話番号	XXXX-XX-XXXX	該当するものにチェック
	職業 (個人である場合に限る。)	自営業(キャンプ場経営)	
契約に係る土地の権利の種別及び内容	種別： <input checked="" type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 地役権 <input type="checkbox"/> 質権 <input type="checkbox"/> 使用貸借による権利	賃借権等の権利を設定する場合はその期間を記入	
	内容： <input checked="" type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 設定	所有権以外の権利であって存続期間を定める場合	存続期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
契約締結予定年月日	令和6年 2月 1日	届出日の2ヵ月以上後の日付であること	

2 土地に関する事項

土地の所在(地番)	地目	面積	現況
〇〇市〇〇字〇〇XXX番1	原野	172㎡	原野
〇〇市〇〇字〇〇XXX番2	山林	2,328㎡	山林
土地の所在、地目、面積は、登記事項証明書から転記すること		2筆	2,500㎡
土地の所有権等の移転又は設定後における土地の利用目的	<input type="checkbox"/> 現況と同じ <input checked="" type="checkbox"/> 現況と異なる(キャンプ場の整備)		()内は具体的な土地の利用方法を記入
土地の所有権等の移転又は設定後における土地の管理者	住所又は所在地	〇〇市〇〇区〇〇XX番地のX	
	氏名又は名称・代表者氏名	山林 森夫	
	電話番号	XXX-XXX-XXXX	
	職業 (個人である場合に限る。)		

- (注) 1 該当する項目の□にレ印を記入し、括弧内に必要な事項を記入してください。
 2 土地の所在の欄は、届出に係る土地について1筆の土地ごとに記入してください。
 3 地目の欄には登記簿の地目を、現況の欄には現況による地目を記入してください。
 4 この様式には、次の書類を添付してください。
 (1) 土地の位置を明らかにした地形図(縮尺2万5,000分の1~10万分の1程度。道路地図等の写しでも可)
 (2) 登記事項証明書、借地契約書、入会地協定書等の土地の権利を有することを証する書面の写し

記入例（売主等が法人の場合）

様式第1号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

静岡県知事 川勝 平太 様

水資源保全地域内土地取引届出書
共有地など、売主等が複数いる場合は、
内1者の所在地及び名称等を記入し、
「(ほか別紙参照)」と付記すること

令和5年 11月 1日

静岡県葵区〇〇町X番X号

住所
法人の主たる事務所の所在地

届出者
法人の名称及び代表者の役職
及び氏名

水資源株式会社
代表取締役 環境 太郎

氏名

静岡県△△町水資源保全地域内において土地売買等の契約を締結するので、静岡県水循環保全条例第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

静岡県知事 川勝 平太 様
売買等を行う土地の属する市町名を記入してください。複数市町にまたがる場合は、すべての市町名を記入すること
例)掛川市、袋井市、森町水資源保全地域

1 契約に関する事項

土地の所有権等の移転 又は設定をしようとする者（売主等）	住所又は所在地	届出者と同じ。
	氏名又は名称・代表者氏名	届出者と同じ。
	担当者職・氏名 (法人である場合に限る。)	管理課長 環境 花子 職名(課長、主任等)と氏名を記入 売主等が個人の場合は記入しない
	電話番号 職業 (個人である場合に限る。)	XXX-XXX-XXXX 売主等が法人の場合は記入不要
土地の所有権等の移転 又は設定を受けようとする者（買主等）	住所又は所在地	静岡県葵区〇〇町X番X号 〇〇ビル5階
	氏名又は名称・代表者氏名	水循環株式会社 代表取締役 水利 次郎 買主等が個人の場合は氏名を、法人の場合は名称及び代表者氏名を記入
	電話番号 職業 (個人である場合に限る。)	XXX-XXX-XXXX 買主等が法人の場合は記入しない
	種別： <input type="checkbox"/> 所有権 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 地役権 <input type="checkbox"/> 質権 <input type="checkbox"/> 使用貸借による権利 内容： <input type="checkbox"/> 移転 <input checked="" type="checkbox"/> 設定	該当するものにチェック
契約に係る土地の権利の種別及び内容	所有権以外の権利であって存続期間を定める場合	存続期間 令和6年 2月 20日から 令和11年 2月 19日まで
契約締結予定年月日	令和6年 2月 20日	届出日の2ヵ月以上後の日付であること

2 土地に関する事項

土地の所在(地番)	地目	面積	現況
△△町△△字△△XXX番1	山林	124 m ²	山林
△△町△△字△△XXX番2	山林	197 m ²	山林
△△町△△字△△XXX番	畑	183 m ²	山林
合計	3筆	504 m ²	
土地の所有権等の移転 又は設定後における土地の利用目的	<input type="checkbox"/> 現況と同じ <input checked="" type="checkbox"/> 現況と異なる(太陽光発電施設の設置) 土地の所在、地目、面積は、登記事項証明書から転記すること ()内は具体的な土地の利用方法を記入		
土地の所有権等の移転 又は設定後における土地の管理者	住所又は所在地	〇〇市〇〇町〇番〇号	
	氏名又は名称・代表者氏名	水循環設備株式会社 水利 三郎	
	電話番号	XXX-XXX-XXXX	
	職業 (個人である場合に限る。)	買主と同じである場合、「買主と同じ。」と記入すること	

- (注) 1 該当する項目の□にレ印を記入し、括弧内に必要な事項を記入してください。
 2 土地の所在の欄は、届出に係る土地について1筆の土地ごとに記入してください。
 3 地目の欄には登記簿の地目を、現況の欄には現況による地目を記入してください。
 4 この様式には、次の書類を添付してください。
 (1) 土地の位置を明らかにした地形図(縮尺2万5,000分の1~10万分の1程度。道路地図等の写しでも可)
 (2) 登記事項証明書、借地契約書、入会地協定書等の土地の権利を有することを証する書面の写し

記入例（売主等を別紙に記入する場合）

様式第1号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

水源保全地域内土地取引届出書

共有地など、売主等が複数いる場合は、
内1者の所在地及び名称等を記入し、
「(ほか別紙参照)」と付記すること

令和5年 11月 1日

静岡県知事 川勝 平太 様

売買等を行う土地の属する市町名を記入
してください。複数市町にまたがる場合
は、すべての市町名を記入すること

例) 掛川市、袋井市、森町水源保全地域

住所
届出者
氏名

静岡市葵区〇〇町X番X号
(ほか別紙参照)
水資源株式会社
代表取締役 環境 太郎
(ほか別紙参照)

静岡県△△町水源保全地域内において土地売買等の契約を締結するので、静岡県水循環保全条例第17条
第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 契約に関する事項

土地の所有権等の移転 又は設定をしようとする者（売主等）	住所又は所在地	届出者と同じ。
	氏名又は名称・代表者氏名	届出者と同じ。
	担当者職・氏名 (法人である場合に限る。)	別紙参照
	電話番号 職業 (個人である場合に限る。)	
土地の所有権等の移転 又は設定を受けようとする者（買主等）	住所又は所在地	別紙参照
	氏名又は名称・代表者氏名	
	電話番号 職業 (個人である場合に限る。)	
	種別： <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> 地上 内容： <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 設定 所有権以外の権利であって存続 期間を定める場合	
契約締結予定年月日	年 月 日	

売主等の有する土地が共有地の場合や、
一団の土地の取引又は同一目的の土地の
取引で買主等が複数存在する場合は別紙
に記入する

2 土地に関する事項

土地の所在（地番）	地目	面積	現況
合計			
土地の所有権等の移転 又は設定後における土 地の利用目的	<input type="checkbox"/> 理 <input type="checkbox"/> 理		
土地の所有権等の移転 又は設定後における土 地の管理者	住所又は所在地	別紙参照	
	氏名又は名称・代表者氏名		
	電話番号 職業 (個人である場合に限る。)		

取引する土地が4筆
以上となる場合は、
別紙に記入すること

- (注) 1 該当する項目の□にレ印を記入し、括弧内に必要な事項を記入してください。
2 土地の所在の欄は、届出に係る土地について1筆の土地ごとに記入してください。
3 地目の欄には登記簿の地目を、現況の欄には現況による地目を記入してください。
4 この様式には、次の書類を添付してください。
(1) 土地の位置を明らかにした地形図（縮尺2万5,000分の1～10万分の1程度。道路地図等の写しでも可）
(2) 登記事項証明書、借地契約書、入会地協定書等の土地の権利を有することを証する書面の写し

1 契約に関する事項(売主等)

① 売主が複数存在する場合(取引を行う土地を複数の者が共有している場合)

取引を行う土地が共有地である場合を想定

売主等 番号	住所又は所在地	氏名又は名称・代表者氏名		電話番号	法人の名称等	職業 (個人である場合に限 る。)
		職名	氏名			
1	届出者と同じ	管理課長	環境 花子	XXX-XXX-XXXX	水資源株式会社	-
2	浜松市南区〇〇町X番X号	-	-	XXX-XXX-XXXX	-	会社員
3						
4						
5						

1 契約に関する事項(買主等)

② 複数の買主等と取引する場合

一団の土地について一部を法人に貸し、一部を個人に売却する場合を想定

買主等 番号	住所又は所在地	氏名又は名称・代表者氏名	電話番号	職業	契約に係る土地の 権利の種類及び内容 (種別)	契約締結予定日
2	△△郡△△町△△字△△XXX-X	森 五郎	XXX-XXX-XXXX	自営業(林業)	所有権	令和6年3月1日
3						
4						
5						

※欄が足りない場合は適宜、行をコピーして追加してください。

2 土地に関する事項(複数箇所について取引する場合)

一団の土地の一部を太陽光発電施設の設置を行う法人に貸し、一部を山林のまま個人に売却する場合を想定

買主等 番号	土地の所在	地目	面積(m ²)	現況	土地の利用目的	土地の所有権等の移転又は設定後における土地の管理者				
						住所又は所在地	氏名又は名称 ・代表者氏名	電話番号	職業 (個人である場 合に限る。)	
1	△△郡△△町△△101	山林	28	山林	太陽光発電施設	〇〇市〇〇町〇番〇号	水循環設備株式会社 水利 三郎	XXX-XXX-XXXX	自営業(林業)	
1	△△郡△△町△△102	山林	402	山林	太陽光発電施設	〇〇市〇〇町〇番〇号	水循環設備株式会社 水利 三郎	XXX-XXX-XXXX	自営業(林業)	
1	△△郡△△町△△103	原野	310	原野	太陽光発電施設	〇〇市〇〇町〇番〇号	水循環設備株式会社 水利 三郎	XXX-XXX-XXXX	自営業(林業)	
1	△△郡△△町△△201	原野	52	原野	太陽光発電施設	〇〇市〇〇町〇番〇号	水循環設備株式会社 水利 三郎	XXX-XXX-XXXX	自営業(林業)	
1	△△郡△△町△△202	原野	81	ため地	太陽光発電施設	〇〇市〇〇町〇番〇号	水循環設備株式会社 水利 三郎	XXX-XXX-XXXX	自営業(林業)	
1	△△郡△△町△△1018-1	山林	211	山林	太陽光発電施設	〇〇市〇〇町〇番〇号	水循環設備株式会社 水利 三郎	XXX-XXX-XXXX	自営業(林業)	
2	△△郡△△町△△1018-2	山林	118	山林	-	△△郡△△町△△字△△XXX番X	森 五郎	XXX-XXX-XXXX	自営業(林業)	
2	△△郡△△町△△1019	山林	158	山林	-	△△郡△△町△△字△△XXX番X	森 五郎	XXX-XXX-XXXX	自営業(林業)	
2	△△郡△△町△△1020	用悪水路	12	用悪水路	-	△△郡△△町△△字△△XXX番X	森 五郎	XXX-XXX-XXXX	自営業(林業)	
1	△△郡△△町△△1022	山林	128	原野	太陽光発電施設	〇〇市〇〇町〇番〇号	水循環設備株式会社 水利 三郎	XXX-XXX-XXXX	自営業(林業)	
1②のうち、右の欄の土地の 権利の移転又は設定を受ける 買主等番号を記入する										
合計			10 筆						1,500	

※欄が足りない場合は適宜、行をコピーして追加してください。

添付資料作成方法（例）

- 実在する土地の地図を使用しているが、水資源課で作成した架空の例である

土地取引届出書の添付書類

①土地売買等の契約に係る土地の位置を明らかにした地形図

地図等（道路地図等も可）に、契約する土地の位置と概ねの範囲を記載したものの縮尺は1/25,000～1/100,000程度で、土地の位置が特定できるものであればよい（山奥などで位置が特定しにくい場合、縮尺の小さい全体図と、縮尺の大きい詳細図の2種類を添付してください。）



※実在する土地の地図を使用していますが、水資源課で作成した架空の例です。

②土地売買等の契約に係る土地の所有権等を有することを証する書面の写し

土地の所有権等を有することを証する書面としては、土地の登記事項証明書のほか、次の書面がある。

- ・借地契約書（賃借権を有することを証する書面）
- ・入会地協定書（入会権を有することを証する書面）

登記事項証明書の例

複数枚あるときは、全ての写しを添付すること。
(両面コピー可)

資料作成のポイント

- ・土地の位置が特定できるよう、縮尺や内容を工夫
- ・届出書の記載内容と登記事項証明書の内容とが一致

水源保全地域内土地取引変更届出書

令和5年 12月 1日

静岡県知事 川勝 平太 様

売買等を行う土地の属する市町名を記入してください。複数市町にまたがる場合は、すべての市町名を記入すること
例)掛川市、袋井市、森町水源保全地域

届出者 住所 静岡市葵区〇〇町X番X号
氏名 水資源株式会社
代表取締役 環境 太郎

静岡県△△町水源保全地域内における土地売買等の契約に関し届け出た事項に変更があったので、静岡県水循環保全条例第17条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

土地取引の届出年月日	令和5年 11月 1日	当初の届出書の右上に記載した届出年月日を記載する
変更の内容	<p>1 土地の所在(地番)、面積 (変更前)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ △△町△△字△△XXX-1 124㎡ ・ △△町△△字△△XXX-2 197㎡ ・ △△町△△字△△XXXX 183㎡ ・ 合計 3筆 504㎡ <p>(変更後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ △△町△△字△△XXX-2 197㎡ ・ △△町△△字△△XXXX 183㎡ ・ 合計 2筆 380㎡ <p>2 借主の名称・代表者氏名 (変更前) 水循環株式会社 代表取締役 水利 次郎 (変更後) 株式会社ウォーターループ 代表取締役 水源 四郎</p>	変更前後の内容がわかるように記載すること
変更の理由	<p>1 借主が変更され、新たな借主が事業用地を見直した結果、賃借権を設定する予定であった用地のうち1筆が不要となったため。</p> <p>2 借主が水循環株式会社から株式会社ウォーターループに変更となったため。</p>	変更内容ごとに理由を記載すること

(注) この様式には、水源保全地域内土地取引届出書（様式第1号）に添付した次の書類のうち、変更の内容に係るものについて、変更後の内容を明示したものを添付してください。

- (1) 土地の位置を明らかにした地形図（縮尺2万5,000分の1～10万分の1程度。道路地図等の写しでも可）
- (2) 登記事項証明書、借地契約書、入会地協定書等の土地の権利を有することを証する書面の写し